

【中核市移行に係る条例案】 市民意見提出制度に寄せられた意見(件数)

意見提出期間: 令和2年8月3日(月)～9月2日(水)

意見提出件数: 114件(意見提出者26人) ※内訳は以下のとおり

条例名		延人数	件数
1	食品衛生条例	1	1
2	興行場法施行条例	0	0
3	旅館業法施行条例	1	1
4	公衆浴場法施行条例	0	0
5	理容師法施行条例	1	1
6	医療法施行条例	0	0
7	クリーニング業法施行条例	0	0
8	一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	0	0
9	美容師法施行条例	1	1
10	動物の愛護及び管理に関する条例	0	0
11	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	0	0
12	指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例	0	0
13	保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	0	0
14	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	1	2
15	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	1	1
16	指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	1	1
17	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	11	22
18	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	12	34
19	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	9	23
20	空き地の不良状態の解消に関する条例	4	4
21	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	2	3
22	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	4	9
23	屋外広告物条例	1	1
他	条例全般	1	1
条例に対する意見(23条例のうち14条例+他) 合計			105
その他の意見(意見募集案件の対象外)			9
意見総数			114

【中核市移行に係る条例案】市民意見提出制度に寄せられた意見と市の考え方

1 食品衛生条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	「食品衛生検査施設の設備の基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされていることから、愛知県と同じとしますが、高度・少頻度な試験検査については、当面の間、愛知県に委託することから・・・」とあるが、高度・少頻度な試験検査とはどんな検査か。また、当面の間とはどれくらいの期間か。	高度・少(低)頻度な試験検査の例として、食品中に残留する農薬や動物用医薬品等を分析する検査があります。 中核市移行当初は、愛知県一宮保健所の建物を借用して業務を行いますが、県の試験検査部門は残留し、検査施設を県と市で共同利用しますので、市独自の保健所を建設し検査施設を整備するまでの間は、県に委託することとしています。

3 旅館業法施行条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	ラブホテルに関する規制について、地域住民に周知して住民の意見を反映できる内容を盛り込んでほしい。	旅館業法や旅館業法施行条例の規定により、いわゆるラブホテルの構造設備を有する施設については、旅館業の許可を新たに与えないようにします。 また、学校等の施設の周辺において清純な施設環境が著しく害されることがないように、施設に対して意見を求めることとしていることから、ラブホテルの規制の効果は担保されていると考えます。

5 理容師法施行条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	県条例との比較において、理容所以外の場所で業務を行うことができる場合として「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合」を追加するとある。 現在、一宮市では高齢者福祉サービスとして「訪問理美容サービス事業」があるが、この事業は県条例に基づいて行われているのか。場所の追加として条例改正は必要ないのか。	法令上、条例の上位にあたる理容師法第6条の2ただし書において、理容所以外の場所にて理容の業を行うことができる場合として、理容師法施行令第4条第1号に「疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合」と規定されています。 ねたきりの高齢者に対する訪問理美容サービスは、この規定に該当することから、条例に規定する必要はないと考えます。

9 美容師法施行条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>県条例との比較において、美容所以外の場所で業務を行うことができる場合として「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合」を追加するとある。</p> <p>現在、一宮市では高齢者福祉サービスとして「訪問理美容サービス事業」があるが、この事業は県条例に基づいて行われているのか。場所の追加として条例改正は必要ないのか。</p>	<p>法令上、条例の上位にあたる美容師法第7条ただし書において、美容所以外の場所にて美容の業を行うことができる場合として、美容師法施行令第4条第1号に「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合」と規定されています。</p> <p>ねたきりの高齢者に対する訪問理美容サービスは、この規定に該当することから、条例に規定する必要はないと考えます。</p>

14 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>条例に違反事象が発見された場合、強力な行政指導を行い、一定期間に改善または解消できなかった場合の罰則（高額の罰金または禁錮）条項を作成すること。</p>	<p>社会福祉法第131条の規定により、事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金等に該当するものであること、とされていますので、それに従い適切に対処することになります。</p>
2	<p>無料低額宿泊所の設置申請には連帯保証人をつけること。</p>	<p>設置申請に関しては現在、愛知県が定めている「無料低額宿泊所の届出等に係る事務取扱要領」と同等のものを中核市移行後の一宮市でも定める予定です。</p> <p>社会福祉法の基準に沿った施設であり、運営もまた同様であるため、基準に適合したことの確認できる書類の提出を義務付けることで厳正に審査をします。</p>

15 養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>特別養護老人ホームの設備については、近年、ユニット型が多いが、個室であることにより、利用者は夜間には落ち着かず不安になることが心配される。個室のため少々の物音はせず、閉鎖されており見渡しができず、危険度が高い。また、夜間の人員体制について、2ユニット（入所者20人）を1人の介護職員で見守り介助することは安全でない。ほとんどの方はトイレへの誘導、見守りが必要で、理解度によっては中に入り介助が必要な方もいる。人員の配置基準の見直しをし、安心して見守ることができる増員等を求める。夜間の長時間労働は、心身の負担もあるため注意力が低下し、事故発生率を高める。</p>	<p>特別養護老人ホームの設備、人員に関する基準については、[15]養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）及び[16]指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（案）で定めております。</p> <p>ユニット型の特別養護老人ホームの夜間の人員体制については、基準省令では従うべき基準とされていることや、夜間に基準を上回る人員の配置をした施設は報酬上、夜間加算が認められること、施設によって人員確保等の状況が異なることから、今回の条例制定については、一律に基準省令を超える人員の配置を求めることはせず、愛知県所管時の内容を引き継ぎ、このままとさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

16 指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営に関する基準等を定める条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>特別養護老人ホームの設備については、近年、ユニット型が多いが、個室であることにより、利用者は夜間には落ち着かず不安になることが心配される。個室のため少々の物音はせず、閉鎖されており見渡しができず、危険度が高い。また、夜間の人員体制について、2ユニット（入所者20人）を1人の介護職員で見守り介助することは安全でない。ほとんどの方はトイレへの誘導、見守りが必要で、理解度によっては中に入り介助が必要な方もいる。人員の配置基準の見直しをし、安心して見守ることができる増員等を求める。夜間の長時間労働は、心身の負担もあるため注意力が低下し、事故発生率を高める。</p>	<p>特別養護老人ホームの設備、人員に関する基準については、[15]養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）及び[16]指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（案）で定めております。</p> <p>ユニット型の特別養護老人ホームの夜間の人員体制については、基準省令では従うべき基準とされていることや、夜間に基準を上回る人員の配置をした施設は報酬上、夜間加算が認められること、施設によって人員確保等の状況が異なることから、今回の条例制定については、一律に基準省令を超える人員の配置を求めることはせず、愛知県所管時の内容を引き継ぎ、このままとさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

17 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	保育施設として、3階、4階の保育室は乳幼児の生活の場にはふさわしくなく、避けていただきたい。	国基準や県条例と同じく、保育室等を3階以上に設ける場合には、壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていることやカーテン、敷物等で可燃性のものについて防災処理が施されていることなどを要件としており、必ずしも保育施設の運営に支障をきたすとは考えていません。
2 3	満3歳以上の園児に対する食事の提供について、アレルギーを持つ子どもがいることや自園式で調理室との連携で子どもの食生活を豊かにすることなどから、当該保育所外で調理し搬入する方法はやめていただきたい。	国基準や県条例と同じく、市条例（案）では「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」ことを原則としています。また、外部で調理した給食を搬入する場合には、国基準や県条例と同じく、衛生面や栄養面に適切に対応できる体制の確保と、子どもの発達や健康状態に応じた食事の提供、アレルギーやアトピーへの配慮等を要件としており、必ずしも保育施設の運営に支障をきたすとは考えていません。
4	「調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。」となっているが、食・栄養の専門家が不在となり、乳幼児期に多いアレルギー児や食と健康指導の観点から問題と思われるため、削除してもらいたい。	保育所における調理業務の委託については、平成10年の国の通知において認められているところです。調理の委託にあたり、保育所や保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなどが要件となっていますが、現在、市の栄養士が認可保育所に対する栄養指導を行っており、今後も継続していく予定です。
5 9	保育園の1歳児に対する保育士の配置数について、「おおむね6人につき1人以上」となっているが、現行では公立保育園など園児4人に対し1人としている園があることから、条例（案）で「おおむね4人につき1人以上」としてもらいたい。	市条例（案）で定める保育士の配置数につきましては、県条例と同じ基準としており、市内の現行の各保育園ではこの基準を最低限として、各園の実情に応じて保育士を配置しています。保育士確保が厳しい状況にある中で、市独自で一律に配置基準を引き上げるのではなく、まずは各園における人員配置を手厚くするための支援に努めたいと考えています。
10 11	保育園の保育士の配置数について、「満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上」となっているが、小学校においても30人学級が実現している状況で幼児20人につき保育士1人では十分な保育が保障されない。 また、「1人以上」と記載があるが、必ずしも「以上」を確約したものでなく、増加するアレルギー児や新型コロナウイルスなど未知の感染症の出現を考慮して、安心して集団生活ができる職員の配置数を明記してもらいたい。	

17 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
12	<p>現在、一宮の公立保育園では、1歳児4人に対して保育士が1人配置されているが、条例（案）では「おおむね6人につき1人以上」となっており、中核市移行に伴い保育士の配置数が減ることか。</p>	<p>国基準や県条例、市条例（案）で定める基準は、公立、私立の区分けなく、市内のすべての認可保育所が対象となります。</p> <p>現在、市内の各保育園では県条例の基準を最低限として、園の実情に応じて保育士を配置していますが、公立保育園におきましては、1歳児4人に対して保育士1人を配置しており中核市移行後も継続する予定です。</p>
13 5 19	<p>直接従事する職員の数において、「おおむね」と記載されているが、あいまいなので削除してほしい。</p>	<p>各施設に配置すべき必要保育士数は、園児の年齢別の配置基準を基に、国で定められた算定ルールに沿って小数点以下の数値を四捨五入した上で算出するため、国基準や県条例と同じく、「おおむね」と記載させていただいています。</p>
20	<p>保育所における1日の保育時間について、原則8時間でなく、11時間としてもらいたい。</p>	<p>県条例では、「保育所における保育時間を1日につき8時間を原則」とする国の基準どおりに定めており、市内の現行の各保育園ではこの基準に沿って運営しています。基準として1日の保育時間を一律に長くすることで、必要な人員確保ができず運営に支障をきたす園も出てくること懸念されるため、慎重に検討すべき内容と考えています。</p>
21	<p>定期的に外部の者による評価（第三者評価）を受けることやその体制に関する内容を追加してもらいたい。</p>	<p>国の定める要綱に基づき、県や中核市が定期的に指導監査を実施し、児童福祉施設が関係法令等に沿って適正に実施されているか個別に確認し、必要な助言や是正の措置などを講ずることとなっています。この指導監査のほかに、定期的に第三者評価の実施を各園に義務とした場合、各園では受審に必要な人員や費用の確保により運営に支障をきたすことが懸念されますので、慎重に検討すべき内容と考えています。</p>
22	<p>保育士では、男性保育士や男性調理員が増えており、セクハラに関する配慮など福利厚生面に関する内容を入れる必要があるのではないか。</p>	<p>この条例（案）は、児童福祉法に基づき児童福祉施設に入所する児童に対して直接的な生活水準を確保する目的で基準を定めるものであって、従事する職員の福利厚生に関する基準を定めるものではありません。</p>

18 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1 ） 10	満3歳以上の1学級の園児数について、原則「35人」以下となっているが、「30人」や「25人」など、もっと少ない人数としてもらいたい。	県条例では、満3歳以上の1学級の園児数を「35人以下を原則」とする国の基準どおりに定めており、市内の現行の認定こども園はこの基準に沿って運営しています。1学級の園児数を県基準よりも少ない人数とすることで、各園では保育室の増設や人員の確保などが課題となりますので、慎重に検討すべき内容と考えています。
11	満3歳以上の1学級の園児数が35人以下を原則とする一方で、直接従事する職員の数について、「満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人」「満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人」となっている。例えば、1学級の園児数が35人となった場合、複数名の担任を配置することになるのか。	1学級の園児数が35人の場合、担任として2人以上の職員の配置が必要となります。
12 ） 15	「特別の事情があると市長が認めるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。」となっているが、全ての幼児が平等に保育教諭等の有資格者に教育が受けられるようにしてほしい。	国基準や県条例で定める趣旨と同じく、保育教諭の急な退職や病気による欠員などの特別の事情がある場合に、一定の資格や経験のある者を一時的に代替職員として配置することを想定したもので、特別の事情がない限りは保育教諭等の配置を必須としています。
16 ） 20	直接従事する職員の数において、「おおむね」と記載されているが、あいまいなので削除してほしい。	各施設に配置すべき必要保育士数は、園児の年齢別の配置基準を基に、国で定められた算定ルールに沿って小数点以下の数値を四捨五入した上で算出するため、国基準や県条例と同じく、「おおむね」と記載させていただいています。
21 ） 25	直接従事する職員の数について、「満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人」「満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人」となっているが、激変緩和措置として3年間の移行猶予を設けるなどして、「3歳以上の園児20人につき1人」など従事する職員の受け持ち人数を少なくしてもらいたい。	市条例（案）で定める職員の配置数につきましては、県条例と同じ基準としており、市内の現行の認定こども園はこの基準を最低限として、各園の実情に応じて職員を配置しています。職員確保が厳しい状況にある中で、市独自で一律に配置基準を引き上げるのではなく、まずは各園における人員配置を手厚くするための支援に努めたいと考えています。
26 ） 30	直接従事する職員の数について、「満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人」となっているが、満1歳については「園児4人につき1人」としてもらいたい。	

18 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
31 33	同じクラスに教育を受ける4時間の園児と保育を受ける8時間の園児とが一緒に生活することで、経験することの違いから格差や歪みが現れ、クラス運営に支障がでていると他県の報告がある。解消のためどのように考えているのか具体的に示してもらいたい。	認定こども園は、保育を必要とする子どもと必要としない子どもが共に過ごすことを前提とした施設で、それぞれの子どもは預かりを必要とする時間が異なるため、施設で過ごす時間も異なります。また、条例（案）はクラスの運営方法を定めるものでなく、国基準や県条例と同じく、教育に係る標準的な時間と保育を必要とする子の教育に係る時間を含めた保育時間を基準として定めるものとなります。
34	子どもの健康を日々観察するには、より深い専門的知識と経験をもつ医療関係者が必要で、保育現場に医療関係者、看護師の配置が必要と考える。	国基準や県条例と同じく、園に配置する職員として看護師は含まれていませんが、嘱託医の配置が必要となっています。嘱託医は、園児が安全で健やかな園生活を送るための保育環境整備に関する園への助言や指導、疾患を有する園児への対応など、園児の健康維持、増進を図ることを役割としています。

19 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1 3	地方裁量型認定こども園は、どういった条件で認められる施設なのか。また、現在、一宮市内に地方裁量型認定こども園はあるのか。愛知県内には何か所あるのか。	職員の要件や食事の提供方法などは、他の認定こども園と同じですが、社会福祉法人や学校法人でなくても設置することが可能です。現在、市内には該当施設はありませんが、愛知県内では1か所開設しています。
4 6	直接従事する職員の数において、「おおむね」と記載されているが、あいまいなので削除してほしい。	各施設に配置すべき必要保育士数は、園児の年齢別の配置基準を基に、国で定められた算定ルールに沿って小数点以下の数値を四捨五入した上で算出するため、国基準や県条例と同じく、「おおむね」と記載させていただいています。
7 12	直接従事する職員の数について、「満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人」「満4歳以上の子ども おおむね30人につき1人」となっているが、激変緩和措置として3年間の移行猶予を設けるなどして、「3歳以上の子ども 20人につき1人」など従事する職員の受け持ち人数を少なくしてもらいたい。	市条例（案）で定める職員の配置数につきましては、国基準や県条例と同じ基準としています。現在、市内には該当施設はありませんが、全国的に職員確保が厳しい状況にある中で、市独自で一律に配置基準を引き上げるのではなく、まずは人員配置を手厚くするための施設に対する支援に努めたいと考えています。
13 17	直接従事する職員の数について、「満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6人につき1人」となっているが、満1歳については「4人につき1人」としてもらいたい。	

19 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

No.	意見の要旨	市の考え方
18 5 23	満3歳以上の1学級の園児数について、原則「35人」以下となっているが、「30人」や「25人」など、もっと少ない人数としてもらいたい。	県条例では、満3歳以上の1学級の園児数を「35人以下を原則」とする国の基準どおりに定めています。現在、市内には該当施設はありませんが、1学級の園児数を県基準よりも少ない人数とすることで、保育室や人員の確保などが大きな課題となりますので、慎重に検討すべき内容と考えています。

20 空き地の不良状態の解消に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	市内、どこの地域でも空き地が不良状態のまま放置されている。所有者名を公表しても解決しないこともある。しかし、放置しておけば、ますます劣悪な状態になっていくことは否めない。所有者名の公表で終わりではなく、その先の対策が必要と考える。	空き地の所有者等の氏名等を公表しても、不良状態が解消されず、生活環境に支障がある状態が継続する場合は、引き続き、その所有者に対して指導します。
2	農地等を除くということだが、市街化調整区域には農地が多く、住宅の隣地の農地等が不良な状態であることも多々見られる。農地等も対象としたほうが良いのではないか。	農地が不良状態となっている場合は、農地法による指導を行いますので、本条例の対象から除外しています。
3	違反事象が発見された場合強力な行政指導を行うこと。一定期間に改善または解消できなかった場合の罰則条項を作成すること。罰則は高額な罰金または禁錮とすること。	指導及び助言、勧告、命令、公表するという手段によって義務の履行を図ることでも、一定の目的は達成できると考えているため、罰則規定は設けておりません。
4	条例第2条第3項に、不良状態について「害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、犯罪発生の遠因、その他生活環境に支障がある状態」と記載があるが、もう1点「火災の原因」についても明記を要望する。	空き地の枯草などに対する火災予防上必要な措置は、一宮市火災予防条例による指導を行いますので、本条例の対象から除外しています。

21 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	違反事象が発見された場合、強力な行政指導を行うこと。一定期間に改善または解消できなかった場合の罰則条項を作成すること。罰則は高額な罰金または禁錮とすること。	この条例制定の主な目的は、産業廃棄物処理施設設置の許可申請前に事業計画を住民に説明することにより、事業者と関係住民の相互理解を促すことです。罰則については特に慎重に検討しなければならない事項であり、他の自治体との均衡も考慮しますと、罰則条項などは設けず、勧告及び公表にて実効性を担保したいと考えています。

21 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
2	設置申請には連帯保証人をつけること。	この条例制定の主な目的は、産業廃棄物処理施設設置の許可申請前に事業計画を住民に説明することにより、事業者と関係住民の相互理解を促すことです。施設の設置申請については、他の法令にて規定される内容であり、この条例にて規定するものではありません。
3	事業者に対し、必要な事項の報告を求められることができるかとあるが、事務所等への立ち入りや帳簿等の検査も盛り込んだほうが良いのではないかと。	事務所等への立ち入りや帳簿等の検査につきましては、事業計画書の真否を確認する上の有効な手段とも考えられることから、いただいたご意見を参考に条項に追加します。

22 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1 4	令和2年4月1日施行の県の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例において、浄化槽保守点検業者が保守点検を実施後、浄化槽管理者に対して清掃及び法定検査の実施時期を所定の書面にて知らせることになった。これにより清掃、法定検査の実施率が以前より向上しているため、市の条例にも同様の規定を設けてほしい。	市の条例においても県と同様の規定を設けます。
5 8	令和2年4月1日施行の県の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例において、業者の登録に際して県が定めた一定の条件を満たした場合、通常の浄化槽保守点検業者とは別に優良浄化槽保守点検業者として登録する制度が設けられ、この場合、登録期間が通常の3年に対して5年となる。この優良浄化槽保守点検業者になる条件の一つである、各浄化槽保守点検業者の実施する保守点検浄化槽の法定検査実施目標率を県のように毎年度高めていくのではなく、市の実情を考慮し50%程度に据え置いてほしい。	市の条例においても、優良浄化槽保守点検業者の制度は規定しますが、その審査基準は市独自で規定するのではなく、県の優良浄化槽保守点検業者認定通知をもって、市で優良浄化槽保守点検業者とみなして登録するため、基準は県と同一となります。
9	条例第14条の登録の取消しについては、浄化槽法改正に伴い規定された、浄化槽点検業務結果内容について市への報告義務を怠った場合も対象としてほしい。	条例第15条第1項の市への報告の不履行及び虚偽の報告に対して、条例第19条第1項第4号で罰金が規定されています。それにより罰金となった場合、条例第5条第1項第1号の規定により登録の拒否となるため、条例第14条にはあえて登録の取消しの項目は加えません。

23 屋外広告物条例

No.	意見の要旨	市の考え方
1	違反事象が発見された場合、強力な行政指導を行うこと。一定期間に改善又は解消できなかった場合の罰則条項を作成すること。罰則は高額な罰金または禁固とすること。	条例には、措置命令や勧告、勧告に従わないときは公表ができる規定を設けておりますので、違反があった場合には、適正な指導を行ってまいります。 また、屋外広告物規制違反の場合には罰金刑、屋外広告業規制違反には、罰金刑のほか懲役刑、過料が科される規定を設けております。

その他 条例全般に対するもの

No.	意見の要旨	市の考え方
1	新型コロナウイルスで大変なこの時期に、保健所の組織変更を伴う中核市移行を行うことは、不測の事態・混乱を招きかねず、不急の事業であるから、移行を1年延期し、条例の施行時期を2021年4月1日から2022年4月1日にすべきである。	2021年4月1日の中核市移行については、市議会の議決等を経て国への申出を済ませており、現在、移譲事務の実施に向けて着実に準備を進めています。ご指摘のとおり移行後は市の保健所が新型コロナウイルス対策の中心的な役割を担うこととなりますので、県一宮保健所において市から派遣している17人の実務研修生が新型コロナウイルスの対応にも当たり、経験を積んでいるところです。この経験で得たノウハウを蓄積し、市保健所の運営に生かしていくとともに、移行時には県からの派遣職員の協力も得て、業務に支障が生じないよう力を尽くしてまいります。

※このほか、意見募集案件以外の意見の内容については、掲載を省略させていただきます。